

新入学学用品費の入学前支給がはじまります

西東京市では、市内にお住まいの国公立小中学校に在籍する児童・生徒の保護者の方で、経済的理由により就学困難と認められるご家庭を対象に、学用品費や学校給食費などの教育費の一部を援助する就学援助制度を実施しています。

平成 31 年 4 月に小中学校新 1 年生となるお子さまの保護者の方から、就学援助の支給費目のうち、これまで入学後に支給していた新入学学用品費を、入学前に受けることができるようになります。

1 新入学学用品費とは

小学校又は中学校に新たに入学する児童・生徒が、入学に当たって通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、通学カバン、学生服、通学用靴、雨傘など）の購入相当額として、国が定めた基準額を支給します。

2 対象者

以下のすべてに該当する方が援助の対象となります。

- (1) 西東京市に住所がある方
- (2) お子さまが平成 31 年 4 月に小中学校に入学予定の保護者の方
- (3) ●新小学 1 年生になるお子さま
申請書を提出していただき、収入額による認定基準に該当する必要があります。（10 月上旬頃、申請書をご自宅に郵送します。）
〔申請受付期間：平成 30 年 11 月 1 日～12 月 28 日（予定）〕
●新中学 1 年生になるお子さま
平成 30 年度就学援助の認定を受けている方（小学校 6 年生）

3 支給金額

新小学 1 年生 40,600 円（予定）
新中学 1 年生 47,400 円（予定）

4 支給時期

平成 31 年 2 月中旬（予定）

【問い合わせ先】 教育部 教育企画課（TEL：042-438-4071）

資料のポイント

• 多摩 26 市の取組状況（開始時期）

開始時期	小学校	中学校
28 年度	1 市	2 市
29 年度	13 市	18 市
30 年度予定（西東京市）	10 市	4 市
検討中・未回答	2 市	2 市

• 新小学 1 年生と新中学 1 年生を同時開始とする。

（事業等の効果）

新入学学用品費については、これまで入学後の 7 月に支給していたが、入学前に前倒しで支給することにより、ランドセルや学生服といった小学 1 年生と中学 1 年生の進学時に必要となる費用を保護者が立替えて支払う必要がなくなり、負担の軽減となる。